

## 平成28年度事業報告

はじめに

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故より5年が経過した平成28年4月14日、15日、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という。）は全国会長会を福島市で開催し、「被災地のいまだ深刻な状況を前にして、被災者、原発事故被害者及び被災地に支援の継続の必要性と、司法書士が復興に果たす役割と責任の重大さを改めて認識し、司法書士界全体として被災者、被害者及び被災地に対する支援活動を継続する」（原文のまま）との全国会長会ふくしま宣言を採択した。そして奇しくも同日、熊本にて地震が発生し、その後も6月に内浦湾（北海道南西部）・10月に鳥取県・12月に茨城県と相次いで地震が頻発、台風被害と共に、我が国はいつどこで災害が発生しても不思議でなく、平時からの備えが必要であることを改めて痛感した。阪神・淡路大震災を経験した当会は、被災地にある単位会としての責務を自覚する中、住宅問題を中心に復興の課題と今後の備えをテーマとした「災害列島における防災と復興を考えるシンポジウム」を平成29年1月21日開催すると共に、今後発生が強く懸念されている東南海地震の大災害を含め、災害時に備えるべく初動体制に関する規程等を整備した。

次に、平成28年度の事業執行にあたっては、これまで同様、会員自身が司法書士業務を十全にできる環境をつくること、将来に夢の持てる制度を目指して実施した。

総務部は、各種規程等の整備及び日々の苦情処理並びに制度の根幹を為す品位保持と執務倫理の向上を目指し業務を行った。経理部は、予算策定にあたり実績を勘案して各部と折衝し、又事務局と共に日常業務における透明性のある会計処理を行った。相談事業部においては県内無料法律相談会の継続及び神戸地方法務局や兵庫県自由業団体連絡協議会等と連携した各種相談会へ会員を派遣した。社会事業部は、神戸自殺総合対策フォーラムを主催するなど関係機関との連携した遺族を含む自死対策を継続、生活困窮者への法的支援及び年末年始くらしの相談会の共同開催、高校・大学や高齢者を抱える自治会などへの講師派遣、高校生を対象とした一日司法書士体験事業、小学生を対象とした親子法律教室を開催した。広報部においては、関係部署と連携し兵庫県全域を意識した業務・制度広報を継続した。研修部は、既会員・新入会員・入会前新人等に対する研修及び映像配信研修の導入並びに年間12単位の研修履行義務の一環として、当会HP会員情報欄に研修単位の取得情報の掲載を開始した。企画研究部は、業務上の問題点を検証し、会員のスキルアップのため各種研究成果を会員に還元すべく、常設・特命委員会の各種事業を継続した。会員事業部は、会員の帰属意識の向上をめざし会報を発行、例年通り親睦旅行を実施した。調停センターぼるとは、利用件数が徐々に伸びてきており、紛争解決の一手段として今後も期待したい。関西という特殊事情はあるものの、全国的に低水準にある不動産・商業登記オンライン申請を促進のため、支部総会・支部長会・研修会等を通じて会員の理解と協力を求めると共に、神戸地方法務局職員によるオンライン利用に関する説明会を開催した。空き家空地問題対策委員会は、神戸市・加古川市・播磨町等空き家空地問題に向けた県内市町との具体的事業が始まった。今後の受け皿として、各支部及び会員の協力をお

願いたい。

平成28年度は予定外の全国的重要案件が発生した。それは昨年8月1日に相続登記を推進することを目指した法定相続情報証明制度が法務省より発表されたことである。当会としては、当初、法務省原案に反対しつつ日司連と連携し、司法書士制度の活用を十分に図ることを念頭に、法務省案に対するパブリックコメントとして当会の意見書を送付した。

関係機関との対応においては、神戸地方法務局、兵庫県土地家屋調査士会、及び当会の三者協議会が開催された。平成28年度は、法務局内で実施している登記相談の範囲の見直し、オンライン申請の促進、未来につなぐ相続登記推進のための連携事業、法定相続情報証明制度の今後の対応、非司法書士調査結果の十分な活用等について協議した。神戸地方裁判所及び神戸簡易裁判所とは、いわゆる簡裁訴訟代理等関係業務を含む裁判・調停事件の推進のための連絡会を開催した。過払事件は事件数が激減したけれども、我々が担うべきいわゆる簡裁訴訟代理等関係業務事案はまだまだ数多く存在する。本人訴訟支援を含む裁判所提出書類作成業務の推進と共に、少額事件を含むいわゆる簡裁訴訟代理等関係業務への我々の関与が、司法書士制度の将来にとっていかに重要であるかを、本当に自覚すべき時期に来ていることを各会員が認識してもらいたい。

更に、平成28年度事業計画の重要課題として掲げていた2点について報告する。一つ目は、支部交付金についてである。支部交付金の名称、その額、又会員50名未満の支部助成金制度の継続につき、移動支部長会等を通じ説明し、各支部に持ち帰り協議していただき、概ね賛同を得たことから、平成29年度の事業計画にこれを反映した。二つ目は、会員の約5割近くが加入している公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部(以下、「LS兵庫」という。)との関係である。LS兵庫については、日司連と同様に、当会の後見担当部門と位置付けた。その経緯については平成28年9月号の会報にて報告したところである。神戸家庭裁判所との定期的協議会にはLS兵庫と共に参加し情報共有を図っている。また、当会が近畿司法書士会連合会(以下、「近司連」という。)と共催しLS兵庫の後援の下、平成28年11月26日、「成年後見制度利用促進法及び関連法」、「未来につなぐ相続登記」をテーマとした市民公開講座を神戸市東灘区において開催し、盛山正仁法務副大臣及び梅田実大阪法務局民事行政部長に基調講演をしていただいた。

ところで近年、司法書士試験受験者数が明らかに減少している。これは司法書士業務の魅力の低下を含め制度を取り巻く環境が厳しい状況の表れであると考えられる。これを打開するため日司連は、制度の発展と執務環境の改善へ向け平成29年通常国会に実現を目指す司法書士法改正の重点4項目、「使命規定の創設」「懲戒制度の改正(懲戒権者を法務大臣へ、戒告処分に聴聞・弁明の機会を新設、除斥期間の新設)」「法律相談業務の明確化(法律相談の規定の整備)」「周旋禁止規定の新設(非司法書士等の取締り)」につき、日本司法書士政治連盟と協働し取り組んでいると聞き及んでいる。しかしながら、法務省提出法案が業法改正より優先される関係もあり、前進していると感じられないことが残念である。今後は、様々な機会を捉え、議員立法を含め具体的方針・優先順位等を早期に示すよう日司連に求めていくべきである。

最後に、理事・部員・委員、支部長・支部役員・事務局職員等、本会を支えていただいた皆さんに心より感謝したい。そして、司法書士という職能を愛する会員にお願いがあります。これからも、当会と一緒に制度を守り、後世に繋げていきましょう。

## 1. 総務部

### (1) 総務課

会費減免規程の見直しなど、日司連が定める諸規定との整合性を踏まえ、必要に応じて規定の整備を図った。

近い将来発生することが想定される大規模災害に対する備えとして、緊急災害対策委員会規程を見直すとともに、安否確認等の手順を要領として定めた。

会館機能維持の観点から、経年劣化の対応として照明器具を順次LEDにした。

### (2) 業務課

会員の執務に対する問合せ等につき、月曜日から金曜日までの平日13時乃至17時の時間帯において電話対応を行うとともに、量定意見小理事会や注意勧告小理事にオブザーバー出席をし、決議書その他文書の起案を行った。

法務局からの調査委嘱事案等につき、担当官と緊密な連絡を行うとともに、関連部門とも十分に協議するなどし、連携を深めた。

### (3) 非司法書士対策委員会

神戸地方法務局長より司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査の委嘱があり、企画研究部商業登記検討委員会委員及び神戸支部会員の協力のもと、下記のとおり、本局にて商業登記申請書類及び不動産の権利に関する登記申請書類を対象とした司法書士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について調査を行った。

#### 調査期間

商業登記 平成28年10月17日から10月21日まで(5日間)

不動産登記 同年10月24日から10月26日まで(3日間)

## 2. 経理部

当会会計の予算執行状況につき、理事会開催時毎に月次決算報告書を提出するとともに、各部・委員会へ財務状況に関する情報発信を行った。

当会会館の保守・資産財務管理に関し、総務部と連携して検討実施等に取り組んだ。

## 3. 企画研究部

### (1) 常設委員会

#### ア 不動産登記検討委員会

(ア)「わかれ」の不動産取引立会業務に関する実態調査のアンケートを実施した。

(イ)上記アンケートの結果について分析し、弁護士を招聘し意見交換を行った。

(ウ)神戸地方法務局との事務連絡会を開催すべく準備したが、日程調整ができず開催に至らなかった。

(エ)会員から寄せられる日常業務の疑問点について検討した。

(オ)法定相続情報証明制度のパブリックコメントを起案した。

## イ 商業登記検討委員会

### (ア) 研究事業

会員の商業登記業務につき、毎回テーマを定め、商業登記や商業登記を行う場合の周辺業務に関する疑問点（会員より求められた事項を含む）について議論を行った。また、平成28年10月1日以降の株主リスト（商業登記規則第61条第2項・第3項）が必要な場合やその記載内容等について実務上の取扱いを中心に議論を行った。

### (イ) 研修会講師派遣

研修部と連携して、会社法施行から10年という節目を迎えたこともあり、「やりなおし商業登記シリーズ」と題した全5回の実務研修会の講師を担当・調整するとともに各機関等からの派遣依頼に対応した。

### (ウ) その他

神戸地方法務局との事務連絡会に備えて、実務上の疑問点について委員会にて協議を行った。

## ウ 裁判事務推進委員会

### (ア) 裁判業務に関するアンケートの実施

会員の裁判業務に関する取り組みについて、実態調査アンケートを実施した。

### (イ) 公開研究会の実施

平成29年2月23日に、多重債務者被害救済の歴史と現状について、公開研究会を実施した。

### (ウ) シンポジウム（意見交換会）の実施

平成29年3月25日に、裁判業務の受託推進を目的として、「司法書士の裁判事務～過去・現在・未来～」と題したシンポジウムを実施した。

### (エ) その他

神戸簡易裁判所と民事事件手続に関する懇談会を実施した。また、広報部・相談事業部と合同会議を持ち、簡裁代理業務の受託推進策について意見交換を行った。

会報に裁判事務推進委員会だよりを定期的に掲載した。

## (2) 特命委員会

### ア 財産管理業務対策特命委員会

(ア) 司法書士法施行規則第31条の業務である遺産承継業務についての研究および実務上の問題点などの検討を行い、当該業務に関する業務マニュアル案を作成し、会長への報告を行った。

(イ) 平成28年12月3日に、神奈川県司法書士会で開催された「遺産承継業務に関する意見交換会」（当会を含め23単位会および日司連副会長が参加）に、委員2名を派遣し、遺産承継業務についての他会の取り組みや課題などの意見交換を行った。

## イ 民法改正対策特命委員会

(ア) 現在、国会に上程されている「民法（債権関係）の一部を改正する法案」及び法制審

議会民法（相続関係）部会の審議状況を注視しつつ、委員が各担当部分に分かれ、各委員からの報告があった点につき、全体で検討した。

（イ）民法（相続関係）等の改正に関する中間試案に対する当会パブリックコメント原案を作成した。

（ウ）民法改正に関する記事を「会報ひょうご」に寄稿した。

（エ）研修部・甲南大学法学部と連携して、以下の「民法基礎講座」研修会を企画した。

平成28年7月27日 テーマ：債権法改正と現行法（不法行為・委任・寄託）

講師：甲南大学教授 金丸 義衡先生

平成28年8月22日 テーマ：法定債権法（事務管理・不当利得）

講師：甲南大学教授 金丸 義衡先生

平成28年10月21日 テーマ：消費者契約の規制と民法・消費者契約法の改正

講師：甲南大学教授 桑岡 和久先生

#### 4. 研修部

##### （1）会員研修委員会

平成28年度の会員研修は平成25年度以降の運営を踏襲し、土曜日に1回につき3～4時間開催する中央研修会、平日の夜1回2時間開催する実務研修に区分して、それぞれ月1回くらいは開催できるようにとの考えからスタートし、中央研修会を12回、実務研修会を16回開催するに至った。

開催内容については企画研究部、社会事業部などの他部門、関係団体ともうまく連携が取れた状態で開催でき、バラエティのあるものになった。研修テーマとすべき内容も多岐にわたることから今後もいい形で連携をとり続けていきたいと思う。

平成27年度と同様、日司連中央研修所が行う実務研修会、中央研修会の同時配信を行った。日司連の研修は支部研修などで映像にて視聴することはあっても、参加するのは難しい部分もある。同時配信を行うことで、タイムリーにかつ臨場感のある形での開催ができたのではないかと思う。また同様の趣旨で、本会研修の支部での同時配信に関して調査検討を行った。平成28年度は西播支部との間で運用のテストを行うことにとどまったが、テストの結果、配信自体には問題がなく、平成29年度以降実際の同時配信を行い、数多くの会員の方が本会で行う研修を受講できる機会を設けていただければと思っている。

支部研修においては、支部研修だけでも12単位の取得ができるように支部研修委員長にも尽力いただき、数多くの開催をしていただいた。支部研修委員長の皆さまに御礼申し上げます。

新入会員研修は平成27年度を踏襲し新入会員に対して、職務上請求書の使用方法の留意点及び報酬計算の考え方について、奇数月の第4土曜日の午前中を基本として開催した。

前述の新入会員研修に加え、日司連の新入会員研修プログラムのモデル会となり、入会后3年未満の会員を対象としたeラーニングと事前課題およびスクーリングの組み合わせで行う研修を3回行った。研修受講者及びスクーリングにおいてチューターを担っていただいた入会4年以上の会員の双方から好評をいただいた。

映像配信システムに関しては、平成27年度と同様、参加の難しい遠方の方や研修当日

の参加が都合により困難だった方を対象として、単位取得につなげていけるよう、充実をはかった。また研修にも一定の鮮度というものがあるため、平成27年度と同様に視聴用映像として残っていた古いものを整理した。映像とともに研修資料も映像配信システムにはPDF形式で掲載されているため、執務にも生かしていただければ幸いである。

年次制研修であるが、例年の神戸（3回）、姫路、豊岡、たんばの4会場で開催した。今回は淡路の受講対象者が少なかったため、淡路での開催は行わなかった。神戸以外の会場での開催にあたり、地元支部の皆様に多大な協力をいただいた。この場を借りてお礼申し上げる。

最後に、平成27年度およそ80%であった当会会員の12単位取得者が少しでも増えることを願ってやまない。

## （2）新人研修委員会

平成28年度、神戸地方法務局管轄での合格者数は33名であり、40名程度で落ち着いたかと思われた合格者数はさらに減少している。全国での受験者数が2万人くらいにまで減少してきているので、この減少がどこまで続くのか注視する必要があると思われる。また合格者の平均年齢が大幅に上昇していることも最近の傾向である。

当委員会としては、例年通り、合格証書伝達式後、法務局において新人研修に関するガイダンスを行った。また、合格証書伝達式と当会第1回集合研修までの期間が短いことを考慮して、当会HPにおいて集合研修に関する案内を、2次試験合格者発表後直ちに行った。平成28年度は法務局における合格証書伝達式が午前に行われたこともあってか、合格者の出席割合は高かったように思う。

新人研修の内容に関しては、平成27年度の内容を踏襲し、集合研修を3日とした。また、配属研修については、前年と異なり、募集期間を1日目の集合研修の次の日までとし、新人が受講するかの決定を行うために、新人研修委員会の委員などに相談できるようにした。この結果指導員の決定は1月になり、例年より遅れたが、受講のスケジュールとしては大幅に変わるということはない。

結果、集合研修を3日間、配属研修を30日間実施することとなった。集合研修に関しては、平成28年12月3日及び平成29年3月11日・18日の3日間実施し、配属研修に関しては、平成29年1月中旬以降から指導員を引き受けて頂いた会員の事務所において実施された。

第1回集合研修は、午前の部で組織の説明及び受講者が自己紹介を行い、午後の部では、倫理・綱紀案件・司賠償の講義を行った。これらを踏まえて、少人数（5～6名）でのグループディスカッションを実施した。なお、新人受講生は32名であった。

第2回集合研修は、受講生が司法書士役となり、模擬立会を行った。新人研修委員が依頼者、不動産業者、金融機関、登記官など様々な役に扮し、準備から取引当日、登記申請までを行ってもらうという内容のものである。平成27年度を踏襲しながら、内容を改善して開催した。

第3回集合研修は、受講生が司法書士役となり、新人研修委員が相談者となって模擬相談を行った。事例の内容は、裁判・相続・会社設立・債務整理・成年後見の5つとした。我々の業務においても相談を受けることから始まるものであり、模擬とはいえ相談内容に

関しては、新人にとって注意して貰いたい点を盛り込んだ内容とした。それぞれの相談終了後に担当した新人研修委員ら解説を行い、受講生にとって充実した研修になったものと考えている。

なお、第2回集合研修受講者は33名、第3回集合研修は32名であった。配属研修に関しては、配属研修指導員候補者の確保、期間、時期等、今後とも一層受講しやすい態勢を整える必要があるものとする。

最後に、当委員会委員各位、指導員をお引き受け頂いた会員各位におかれては、当委員会活動に多大なるお力をお貸し頂き深く感謝し、この場を借りてお礼申し上げます。

### (3) 補助者研修

平成28年度の補助者研修は平成28年11月17日に開催した。

司法書士事務所の仕事と補助者の業務内容、留意すべき業務として秘密保持、個人情報、本人確認、記録の保存、事件簿の管理、職務上請求用紙の使用と管理、預り金の管理などを取り上げ、最後に司法書士の義務と司法書士倫理について解説を行った。

参加者からは漫然と行っていた業務の内容がはっきりしたというような感想もいただき一定の効果はあったものと思われる。

## 5. 社会事業部

### (1) 地域密着事業

#### ア 法教育事業

高等学校の生徒、短期大学の学生を対象とした学校講座（消費者教育講座及び職業人による講話）については、県下の高等学校・短期大学にあてて司法書士講師派遣の案内を発送し、地域住民を対象とした市民講座については会員各位や各支部のご協力を得て各位の幅広い人脈を活用した講座のPRを継続して行い、いずれについても申込に応じた講師派遣を行った。

なお、平成28年度の申込及び実施講座状況は、学校対象の消費者教育講座5校、同じく職業人による講話5校、市民対象の講座5講座であった。

対外的には、法教育ネットワークに継続加入するほか、消費者教育に関し各関連団体が行うシンポジウム、学会・研修会等に積極的に委員を派遣し意見交換することにより各種団体とのネットワークをより強固なものとするための活動を行った。

対内的には、上記対外活動で得た情報等に加えて従来から継続しているアンケート結果や申込内容等についての分析検討結果等に基づき、当会の実施する講座のあり方やその他取り組むべき課題等について検討した。また、次々と変化していく消費者被害の事例について、派遣先での講義時にも活用できるよう「消費者教育講座講師団養成講座」と銘打って講師向けに消費者関連法の改正等に関する講義、消費者センターに寄せられる相談事例の検討会を年3回開催し、講座内容の充実や会員講師の育成に努めた。

#### イ 人権擁護に関する事業

(ア) 生活困窮者の権利擁護活動として、「高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活

支援権利擁護助成規程」に基づく助成金支給制度の運用を行った（平成28年度実績5件）。

また、研修部及び兵庫県青年司法書士会と協力して、平成29年1月11日に「生活保護」をテーマとする中央研修会の開催企画に関与し、講義終了後に前記助成規程の案内及び説明を行った。

更に、相談事業部と協力して、経済的困窮者支援団体が行う生活困窮者のための野外における越冬活動の会場（神戸東遊園地内及び尼崎橋公園内仮設会場）において「野外における年末年始くらしの相談会」を実施した。当会の相談会実施日は、平成28年12月28日から平成29年1月9日のうち6日間であり、14件の相談に対応した。

（イ）自死問題について、平成27年度より継続して兵庫県における自死対策関連団体との連携を継続して図っていくことに注力した。

兵庫県や神戸市において開かれる協議会等において、司法書士の役割周知に務めるとともに、従来の多重債務問題への支援対応にとどまらず、高齢者福祉を中心とした権利擁護の分野でも行政等と連携して自殺対策に対応していく必要性を確認することができた。

（ウ）権利擁護を含む人権擁護に関する取り組みとして、LS兵庫と協力し、平成29年2月5日に「精神障がい者の理解とその支援について」をテーマとする中央研修会を共催し、人権擁護活動の必要性を会員に伝えることができた。

## （2）社会的な問題等に対する当会の取り組みの外部発信、関係諸機関等との交流推進事業 ア 外部発信事業

### （ア）市民公開講座等

平成29年3月11日に神戸市医師会・兵庫県弁護士会・神戸市との共催により、各方面の関係者をはじめ市民参加のもと、『神戸自殺総合対策フォーラム』を開催した。

また、消費者問題に取り組む団体や当会支部における公開講座・シンポジウムについても後援等を行い、連携交流を深めた。

### （イ）一日司法書士体験事業

平成28年度の新たな試みとして、平成28年8月2日（火）に高校生向け「一日司法書士体験」事業を実施した。兵庫県教育委員会他からの後援を受けたうえで県内の高校へ案内文を発送し、また個別にも声掛けを行ったところ定員の15名を上回る約30名から申し込みがあった（急遽定員を増やし24名で当日開催した）。午前中は司法書士の業務紹介、神戸地方裁判所に移動して裁判所担当者による裁判所の役割説明や裁判傍聴、裁判官との質疑応答、午後からは神戸地方法務局に移動して、法務局担当者による法務局の役割や業務の説明、各登記の流れなどの講義と登記事項証明書の取得体験などを行った。司法書士という職業や登記制度、裁判制度について、より身近に感じてもらえる事業となった。

### （ウ）親子法律教室事業

こちらも平成28年度の新たな試みとして、平成29年3月12日（日）に小学生向け「親子法律教室」事業を実施した。各市教育委員会他からの後援を受けたうえで阪神間の小学校へ案内文を発送し、また個別にも声掛けを行ったところ定員の32組を上回



る53組から申し込みがあった。紙芝居で学ぶ法教育教材「解釈のちから」を使用し、法とはなにか、決まりとはなにか、解釈することを体験してもらった。そして、自分の価値観、考え方に思いをめぐらせ、他者との違いがあることも体験する事業となった。

## イ 交流推進事業

### (ア) 大学との学术交流

#### 甲南大学

平成19年甲南大学との学术交流事業の一環として、司法書士の講義が始まり、平成28年度も当会の会員4名が非常勤講師として、9月からの後期日程の毎週水曜日に90分間の講義を行った。全講義終了後、後期試験として各担当講師が作問した後期試験を受けて、試験の点数及び出席数をもとに点数評価を行っている。平成28年度の履修者は20名(前年度13名)であった。

#### 神戸学院大学

平成13年10月神戸学院大学法学部と「神戸学院大学法学部と兵庫県司法書士会との学术交流協定」を締結し、平成28年度も当会の会員7名が客員教授として、神戸学院大学ポートアイランドキャンパスにおいて毎週金曜日に90分間の講義を行った。全講義終了後、レポート課題を提出させ、レポートの点数及び出席数をもとにA～Dの評価をつけている。平成28年度の履修者は、前期17名、後期78名であった。

### (イ) 消費者センター相談員等との事例検討会(兼消費者教育講座講師団養成講座)

圓山茂夫明治学院大学准教授を招いて、兵庫県下の消費生活センター相談員の方々と一緒に、消費者被害事例の事例検討を行った。圓山教授からは、第1回(平成28年6月20)では、電気通信事業法・放送法、第2回(同年10月17日)では、消費者契約法・特定商取引法、第3回(平成29年2月20日)では、割賦販売法に関する、それぞれの改正についての経緯や解説があった。

## 6. 会員事業部

### (1) 兵庫県司法書士会会報

「会報ひょうご」は、例年通り、月1回の割合で継続して発行し、専門的分野の原稿についても実施した。

### (2) 親睦事業

平成29年3月19日に、親睦会「鳴門海峡の絶景を眼下に! 「鳴門海月」美酒美食の旅(大塚国際美術館付)」を開催し、家族や補助者を含め49名の参加があった。

### (3) 会員の帰属意識の向上に寄与する事業については、「司法書士報酬を考える」との事業を検討していたが、関係部門との調整や実施内容が集約できず、平成28年度本事業は実施していない。平成29年度以降も、本内容にとらわれず引き続き検討を重ねたい。

## 7. 相談事業部

### (1) 司法書士総合相談センター

常設相談会の運営事業として、合計25箇所の会場において無料相談会を開催した。

市役所等への相談員派遣事業として、合計5箇所の常設相談会及び臨時相談会(法務局休日相談、一日合同行政相談所)に相談員を派遣した。

日司連が企画した「その請求に困ったら司法書士にご相談ください」強化月間に参加し、総合相談センターでの相談の対応を強化した。

社会事業部との連携事業として年末年始に「野外における年末年始くらしの相談会」を開催した。また、7月に兵庫県自由業団体連絡協議会の主催による合同無料相談会を他土業と協力して開催した。

会館において、日本司法支援センターから回付される日司連電話相談センターの担当を受け持ち(4月は週4コマ、5月以降は週3コマ)、全国からの相談に対応した。また、県下各地からの司法書士総合相談センターへの予約・問い合わせの電話に対応した。

### (2) 地域連携対策

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、多重債務者相談強化キャンペーンで開催された県下各地の相談会に相談員を派遣した。

近司連、兵庫県青年司法書士会と共催で淡路島地域(淡路、洲本、南あわじの3会場)において巡回法律相談会を開催した。

## 8. 広報部

### (1) 広報(P R)

#### ア 広報(メディアリレーションズ)

司法書士会の活動及び司法書士制度の有用性を社会に知らしめるため、社会事業部事業、研修会に関するニュースリリースを作成し、マスメディア各社に発信した。

また、マスメディア関係者との相互理解と信頼関係構築のため、懇談会を開催した。

#### イ ホームページ

雑感(コラム)に記事を寄せ、トピックスで相談会等のお知らせ記事を掲載した。また、コンテンツの情報更新を随時行った。会員検索の表示において、研修単位取得状況を表示させた。

### (2) 広告

#### ア テレビCM

近司連と連携して、兵庫県司法書士会のクレジットで平成29年2月にMBS毎日放送のテレビでスポットCMを放映した。

#### イ ラジオCM

ラジオ関西「ばんばひろふみ!ラジオDEしょー!」番組内にて、司法書士会のコーナーを設け、出演又はパーソナリティによる原稿読みにより、司法書士業務や司法書士会の活動を紹介した。

ラジオ関西において、毎月10回の5秒CM及び毎月1回60秒程度のパブリシティの

放送を実施した。

尚、ラジオ関西のラジオCMは、平成28年6月の放送分で終了とした。

ウ 新聞広告

神戸新聞朝刊テレビ面に、毎日、特殊雑報広告を掲載した。

また、神戸新聞の特殊雑報広告掲載により利用できる同紙のパブリシティ枠（毎月同一原稿2回掲載）を利用し、記事を掲載した。

エ 県民だよりひょうご

県民だよりひょうご2月号に「相続登記はお済みですか月間」に合わせた広告を実施した。広告内でアンケートを実施し、回答者にオリジナルグッズを贈答した。

(3) その他

ア 広報グッズ等

神戸地方法務局と共同にて、チラシ「未来へつなぐ相続登記」を作成、配布した。また、兵庫県土地家屋調査士会と共同して、ポスターを作成した。総合相談センターの案内チラシを適宜増刷し、配布した。社会事業部事業等で配布するため、新たなグッズとして、家庭用小物と文房具を制作した。その他、チラシ、リーフレット、クリアファイル等は、支部で実施するセミナー、講演会へも提供した。

イ 当会事業にかかわる広報活動

社会事業部の事業やLS兵庫との共催事業において、ニュースリリース配信の手配等、広報活動において協力、バックアップを行った。

ウ ホームページ等に関する会員への情報提供

当会会員自ら司法書士制度の広報活動に参加できるよう、ホームページ作成・管理運営のための勉強会を開催した。内容としては、WEBデザインとマーケティングを取り上げた。

9. 調停センター「ぼると」

調停案件については、利用相談が10件あった。そのうち、調停申込が3件あり、うち2件について、調停を実施した。

(1) 研修事業

手続実施者・利用相談員・事件管理者の増員を図るための研修を実施した。

(2) 広報事業

「調停センターぼると」に向く事例が、市民にも分かり易いホームページに改定するための改定案を検討した。また、新入会員研修や新入会員研修プログラム等で、比較的経験年数の浅い会員向けに、「調停センターぼると」の広報を実施した。

(3) 運営事業・総務

調停案件を実際に取り扱うことで生じた問題点を改善するため、「調停センターぼると」の各書式の見直しを行った。また、日司連・近司連のADR担当者会議に出席し、情報交換等を行った。

## 10．東日本大震災災害対策部会

日司連及び近司連災害対策部や当会関係部門と連携して、被災地に設置の復興支援事務所等への相談員派遣、シンポジウム参加など東日本大震災の復興支援及びこれに伴う福島第一原発事故に伴う避難者支援活動として、継続的に取り組んだ。

また、平成29年1月21日に、『災害列島における防災と復興を考えるシンポジウム』を開催し、近畿圏内への避難者支援に取り組む支援団体との連携を深めるとともに、大規模災害の復興過程における住宅に関する問題に焦点をあて、防災と緊急時対応、復旧復興における支援の重要性について考察を深め、会員及び外部への情報発信をおこなった。

## 11．緊急災害対策委員会

近司連として参画している阪神・淡路まちづくり支援機構に、継続的に会議等に委員が出席し、災害復興等に関する情報収集及び専門士業や関連団体との連携強化をはかった。また、緊急災害対策委員会規程制定当時に想定されていたよりも広範囲かつ多種多様な規模の災害時にも実情に即した運用を可能とするため、見直しを行った

## 12．空き家・空地等対策委員会

空き家空地対策に取り組む自治体への支援として、複数の自治体に空き家対策協議会（名称は各自治体で異なる）委員の推薦を行うとともに、各自治体の空き家関係部署に対応した支部窓口担当者の配置を行った。

市民への啓発、積極支援として、平成28年10月に不動産流通2団体と司法書士会を含めた専門士業5団体で、空き家相談事業のための「ひょうご空き家対策フォーラム」を設立し、行政と連携しながら、市民からの相談に応じることとなった。

空き家空地問題に関わる会員への支援、情報提供、情報交換として、各支部から多数の委員を選任いただき情報の共有を図った。

また、各自治体からの業務受託に向け、受託形態の検討を行った。